

第26回 学術大会

〔企画趣旨〕

家族法改正～子の利益を中心に

小川富之

法律関係の学会や研究会で民法改正について検討されており、「家族法改正」にも関心が高まっている。周知のとおり、1996（平成8）年に法制審議会は「婚姻・離婚制度に関する民法改正案要綱」を答申したが、この改正案は国会に上程されないまま現在に至っている①。改正案の内容は、その後の法改正や実務の扱いで、ある程度は実現されてきた②。しかしながら、婚姻最低年齢、再婚禁止期間、夫婦の氏、婚外子差別については、国連・女性差別撤廃委員会や規約人権委員会から、条約違反が指摘され改善勧告が出されているにもかかわらず、全面的な法改正は実現しないまま今日に至っている。それぞれの学会や研究会が、その特性を活かしながら、多面的に改正へ向けた課題分析・立法提言をしていくことができれば、1996年答申の実現に近づくことができると思われる。

2009年の秋に、日本私法学会では「家族法改正」、ジェンダー法学会では「家族法改正—ジェンダーの視点から」、そして、家族〈社会と法〉学会では「家族法改正—子の利益を中心に」というテーマで、それぞれシンポジウムを開催した。テーマは「家族法改正」であるが、取り上げる視点や内容はそれぞれの学会ごとに異なっている③。

本学会では、これまでの学会における研究成果を生かして、継続的に「家

族法改正」の問題を取り上げることとした。日本の家事事件の多くは、家事調停や調停を経た審判・判決で解決されている。そこで、このような手続の中で、当事者の声に最も近い場にいる家事調停委員が、事件解決のためにどのような改正を求めているかを知ることが、紛争解決の視点から見た法改正の議論には不可欠なものと考えた。そこで、日常的に家事事件の紛争解決へ向けて取り組んでいる家事調停委員にアンケート調査を実施し、課題の指摘や立法への希望の提示を受けた上で、具体的テーマを選定し報告を行い、家事調停委員、裁判官、弁護士および研究者等を含めて、全体での議論を行うことを企画した。

アンケートは、本学会会員の家事調停委員を中心に実施した。その内容は、「1 家事調停の現場で困っていること（①離婚原因、②財産分与、③親権者の決定、④面接交渉、⑤婚姻費用・養育費、⑥子の意思・気持ちの調査、手続への反映、⑦再婚と嫡出推定、⑧その他）」「2 『1』で選択した問題が法改正で改善できると思うか」「3 『2』で選択した項目について、どのような法改正が望ましいと考えるか」という三段階に分けて質問した。寄せられた回答から、③親権者の決定、④面接交渉、⑤婚姻費用・養育費など離婚後の子の監護教育、親子の交流といった子にかかわる問題を選択するものが多いことが明らかとなった⁴。この結果を受けて、「子の利益を中心に」という視点から、「離婚紛争における親子の交流—現状の分析」片山登志子（大阪弁護士会）、「親権・面接交流権の立法課題」犬伏由子（慶應義塾大学）、「養育費・面接交流の強制執行」岡部喜代子（慶應義塾大学）、「面会交流・養育費の実現へ向けたサポート」山口恵美子（社家族問題情報センター）、「面会交流への社会的支援のあり方」棚村政行（早稲田大学）の順で報告を行い、フロアから「子の手続上の代理人について—子の監護関連事件における手続的『子の利益』」若林昌子（元明治大学大学院法務研究科）、「養育費制度の新たな立法課題について」山口亮子（京都産業大学）および「韓国における協議離婚制度および養育費確保制度について」金亮完（山梨学園大学）からコメントの提示を受けて、全体での討論を行った。